

全国非常通信訓練の実施について

概要

- 大規模災害により、通常の通信手段や情報伝達ができない事態を想定して、非常通信訓練（他機関が保有する自営通信網を活用することで、被災地から国（内閣府）までの通信を確保する訓練）を実施。
- 本件は国のほか、47都道府県、124市町村及び電力会社等の無線局の免許人が参加。

訓練のポイント

- 災害により防災行政無線等の通信手段が不通となり、警察、電力会社等の自営通信網等を活用して、被災地の市町村と都道府県・国との間の非常通信を確保（非常通信ルートを利用した通信訓練）。
- この他、大規模災害により非常通信ルートも途絶したことを想定して、衛星携帯電話・衛星通信、アマチュア無線、防災相互通信、MCA無線、IP電話といった多様な通信手段を活用した非常通信訓練も実施。
- 貸出用の衛星携帯電話の搬入訓練や通話試験も実施（総務省及び電気通信事業者）。
- 災害による商用電源の停電を想定して、非常用発電機の稼働訓練、燃料確保訓練を実施。
- 訓練終了後、非常通信の確保に係る課題やその改善方法について検討。

訓練日時	参加都道府県（参加市町村数）	参加関係機関
11月12日（水）午後	北海道（11）、青森県（13）、岩手県（4）、宮城県（1）、秋田県（1）、山形県（3）、福島県（2）、静岡県（4）、鳥取県（5）、島根県（2）、岡山県（3）、広島県（2）、山口県（2）、鹿児島県（1）	消防庁、内閣府、警察庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省、電源開発（株）等
11月21日（金）午前	兵庫県（2）	消防庁、内閣府、国土交通省 等
11月21日（金）午後	茨城県（2）、栃木県（2）、群馬県（2）、埼玉県（2）、千葉県（2）、東京都（2）、神奈川県（3）、山梨県（2）、岐阜県（2）、愛知県（2）、三重県（2）、福岡県（1）、佐賀県（1）、長崎県（1）、熊本県（1）、大分県（1）、宮崎県（1）	消防庁、内閣府、警察庁、国土交通省、海上保安庁、東京電力（株）等
11月25日（火）午後	新潟県（2）、富山県（2）、石川県（2）、福井県（2）、沖縄県（5）	消防庁、内閣府、警察庁、国土交通省、防衛省、東京電力（株）等
11月26日（水）午前	長野県（2）、滋賀県（1）、京都府（1）、大阪府（2）、奈良県（2）、和歌山県（1）、徳島県（2）、香川県（2）、愛媛県（2）、高知県（2）	消防庁、内閣府、警察庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省 等